

旭川市と株式会社旭川シティネットワークとの「くらしのアプリ」活用に係る連携協定書

旭川市（以下「甲」という。）と株式会社旭川シティネットワーク（以下「乙」という。）は、旭川市地域情報共有プラットフォーム「あさひかわ くらしのアプリ」（以下「アプリ」という。）を活用し、市民への効果的な情報発信に関して連携・協力して取り組むこととし、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、市民への効果的な情報発信を行うことにより、安心・安全な市民生活の実現と一層の地域の活性化を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲は、市民にとって有用な情報収集に努め、アプリを通じて細やかな情報提供に取り組む。乙は、甲がアプリで発信した情報を、運営するコミュニティFM放送「FMりべーる」の番組において積極的に市民に対して発信する。

- 2 災害時など、甲がアプリのPush機能を活用して緊急的に発信した情報について、乙は、可能な限り放送内で発信するよう努める。
- 3 甲は、乙が行う市民向けのイベントなど、市民にとって有用な情報をアプリを通じて積極的に発信する。
- 4 甲及び乙は、連携・協力を効果的に実施するため、積極的に協議を行うものとする。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携に当たり知り得た相手方の秘密及び個人情報を、当該相手方の承諾を得ることなく第三者（乙の親会社及びその関係会社を除く）に開示、漏洩してはならない。なお、その他当該秘密及び個人情報の取扱いについては、法令に基づくほか、開示した当事者の指示に従うものとする。

- 2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責任を負うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、令和5年9月1日から令和8年8月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲及び乙が書面により特段の申出を行わないときは、本協定の有効期間は1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

（協定の見直し）

第5条 甲及び乙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、甲及び乙の協議の上、本協定の変更を行うものとする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙は、それぞれの署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年8月29日

甲 旭川市

旭川市長

今津 寛介

乙 旭川市3条通7丁目ヨシタケパークビル3F
株式会社旭川シティネットワーク

代表取締役

森山 順